

J R 東海労申第 3 3 号

2 0 1 9 年 3 月 1 日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 金子 慎 殿

J R 東海労働組合
中央執行委員長 木下 和樹

「組合員加入」に関する申し入れ

3 月 1 日、新幹線鉄道事業本部に所属し、現在、新幹線メンテナンス東海株式会社、東京トラベルサポート事業所に出向中の、水野良則さんが J R 東海労働組合に加入した。このことを受け、会社が当該組合員に対して、管理者等による嫌がらせ行為や業務上の事象を活用した不当な対応、また不当な組織介入を行わないよう警告する。

J R 東海労は、会社が不当な組織介入を行った場合は直ちに法的手段を含めて、重大な決意を持って対処することを通告する。

労働組合への加入は、個人の自由である。所属組合を理由に会社が、不当・不利益な扱いを行うことは不当労働行為であり、断じて許されるものではない。従って、下記の通り申し入れる。

記

1. 当該組合員に対して、管理者等による嫌がらせ行為や業務上の事象を活用した不当・不利益な取り扱いを行わないこと。
2. J R 東海労働組合に対する不当な組織介入は、直ちにやめること。
3. 不利益扱いや不当な組織介入が発覚した場合には、直ちに法的手段を含め重大な決意を持って対処することを申し添えておく。

以 上